

訪問看護 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人美里みどり会が行う訪問看護の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 4 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。
- 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 間部病院
- (2) 所在地 熊本県下益城郡美里町永富328番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
- (2) 看護職員 2名（常勤）
- (3) 事務職員等 2名（常勤）

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の診療日および診療時間は、次のとおりとする。

- 1 診療日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日および12月29日から1月3日までを除く。
- 2 診療時間 午前の部 午前9時から12時までとする。
午後の部 午後2時から午後5時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置
- 10 緊急時訪問看護
- 11 特別管理体制

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、美里町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員は、訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者およ

び主治医に報告しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 看護職員の資質の向上のために、研修計画を作成し、研修を実施するものとする。

- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、当院と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月1日から一部改訂する。